

厚生労働大臣が定める揭示事項

●管理者 佐藤 巖一

●保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●指定医療機関

生活保護法指定医療機関 指定難病医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関 労災保険指定医療機関

●九州厚生局への届出事項

<基本診療料の施設基準等>

情報通信機器を用いた診療 外来感染対策向上加算 電子的診療情報連携体制整備加算 3
短期滞在手術等基本料 1 時間外対応加算 1

<特掲診療料の施設基準等>

- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- ・網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・ロービジョン検査判断料
- ・酸素単価
- ・がん患者指導管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●視覚障害者に対する視機能の評価および補助具の選定についての診療行為とその点数について

診療行為名： ロービジョン検査判断料

点数： 250 点

視覚障害者用補装具適合判定医師 川路 隆博

●コンタクト診療に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合しているため、九州厚生局に届け出を行っています。

1. 初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的として、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定します。

2. コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は 200 点を算定します。

※厚生労働省が定める疾病（円錐角膜、網膜硝子体疾患、緑内障、視神経疾患、白内障手術などの内眼手術前後、治療目的としたコンタクトレンズ装用など）の診療に関しては、コンタクトレンズ検査料ではなく、通常の眼科学的検査料を算定します。

<情報通信機器を用いた診療について>

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

<一般名処方加算について>

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載する「ことです。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

<短期滞在手術等基本料 1 について>

白内障手術等の日帰り手術に関して、術後の患者の回復のために適切な専用の病床ならびに看護師の配置など、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。

<電子的診療情報連携体制整備加算について>

当院は、電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たし、当該加算を算定しております。電子資格確認等システムを活用し、患者様の診療情報や薬剤情報、特定健診情報等を取得・共有できる体制を整備しています。これらの情報を適切に活用することで、より安全で質の高い医療の提供に努めております。

<物価対応料について>

当院は、医療現場における物価高騰への対応を目的とした診療報酬上の「物価対応料」を算定しております。今後も安全で質の高い医療を継続して提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<時間外対応加算 1 について>

当院では、再診の患者さまに対し、診療時間外も電話等による相談に対応できる体制を整えております。

<院内掲示が義務付けられている手術件数>

令和7年1月1日～令和7年12月31日

涙嚢鼻腔吻合術	0 件
硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含む）	0 件
硝子体茎頭微鏡下離断術（その他）	0 件
角膜移植術	0 件